

暴力団員等に対する利益供与の禁止

●利益供与の禁止

事業者が暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員に対して利益供与することが禁止されます。

●禁止となる利益供与の例

- ・用心棒などを渡すこと
- ・暴力団が販売などする、おしぼりや門松、絵画などの物品に対して不当に多額の金銭を支払うこと

❌ 違反すると：公安委員会が事実の調査・是正勧告・違反者などを公表



もちろん、暴力団員が事業者などから利益の供与を受けることも禁止されます。

◆その他

- ・暴力団の襲名披露式などに場所を提供すること
- ・名刺などを作成すること
- ・こういった暴力団の活動を助長する行為も禁止されます。



宅建業者、建設業者などが対処すること

宅建業者、建設業者などは、その不動産（土地や建物など）が暴力団事務所として使用されないようにしなければなりません。

●不動産を譲渡したり、貸したりする際の対処

暴力団事務所に使用されることを知りながら、不動産を譲渡したり、貸したりすることが禁止されます。また、暴力団事務所に使用されることを知りながら、譲渡するなどの契約の代理または仲介などをする事も禁止されます。

●建設業者が対処すべきこと

暴力団事務所に使用されることを知りながら、建物を新築することや、増改築を請け負うことが禁止されます（軽微な修繕は除く）。



❌ 違反すると：公安委員会が事実の調査・是正勧告・違反者などを公表

◆契約の際には忘れずに！

契約の際には、相手方が「暴力団ではないこと」や「暴力団事務所に使用しないこと」を確認しましょう。

また「不動産を暴力団事務所に使用しないこと」や「不動産を暴力団事務所に使用していることが判った場合には、催告なく契約を解除し、または、買い戻しができること」を契約書に記載しておきましょう。



暴力団排除に取り組んだため、暴力団から危害を加えられる恐れが生じた場合には警察が守ります。最寄りの警察署・交番・駐在所にご相談ください。

問い合わせ先

県警察本部組織犯罪対策課

TEL 055-235-2121 (代表)

山梨 暴力団排除

検索

「暴力団排除条例」が 4月1日から施行されます



暴力団追放 3ない運動



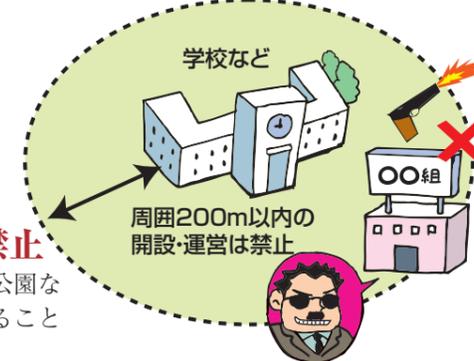
暴力団排除条例は、県・県民・事業者が連携・協力し、暴力団の排除を推進することにより、県民の安全で平穏な生活を守るとともに、健全な社会経済活動を営んでもらうために制定しました。この条例の基本理念は、暴力団追放3ない運動（暴力団を恐れない、金を出さない、利用しない）、そして暴力団事務所をつくらせないことです。

ここでは、条例に定められている暴力団排除の具体策を紹介します。

青少年の健全な育成を図るための取り組み

●青少年に対する指導

県は青少年に対し、暴力団排除の重要性や、暴力団への不参加、暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう指導します。



●暴力団事務所の開設および運営の禁止

学校、児童福祉施設、公民館、図書館、博物館、公園などの施設周辺において、新たに暴力団事務所を設けることが禁止され、違反者には罰則が科せられます。

❌ 違反すると：1年以下の懲役、または、50万円以下の罰金